

(新)

は、当該申請が却下すべきものである場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、申請者の氏名、水利使用の目的その他国土交通省令で定める事項を第二十三条及び第二十四条から第二十九条までの規定による許可を受けた者並びに政令で定める河川に關し権利を有する者（以下「関係河川使用者」と総称する。）に通知しなければならない。ただし、当該水利使用により損失を受けないことが明らかである者及び当該水利使用を行うことについて同意をした者については、この限りでない。

（水利使用の許可等に係る損失の補償）

第四十一条 水利使用に関する第二十三条若しくは第二十六条第一項の許可又は第二十三条の二の登録により損失を受ける者があるときは、当該水利使用に関する許可又は登録を受けた者がその損失を補償しなければならない。

第二章の三 河川協力団体

（河川協力団体の指定）

第五十八条の八 河川管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確實に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、河川協力団体として指定することができる。

2 河川管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該河川協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。  
3 河川協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を河川管理者に届け出なければならぬ。  
4 河川管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(旧)

の氏名、水利使用の目的その他国土交通省令で定める事項を第二十三条から第二十九条までの規定による許可を受けた者及び政令で定める河川に關し権利を有する者（以下「関係河川使用者」と総称する。）に通知しなければならない。ただし、当該水利使用により損失を受けないことが明らかである者及び当該水利使用を行うことについて同意をした者については、この限りでない。

（水利使用の許可に係る損失の補償）

第四十一条 水利使用に関する第二十三条又は第二十六条第一項の許可により損失を受ける者があるときは、当該水利使用に関する許可を受けた者がその損失を補償しなければならない。

（新規）

# 河川法 抜粋

(河川協力団体の業務)

(新)

(新規)

(旧)

- 第五十八条の九 河川協力団体は、当該河川協力団体を指定した河川管理者が管理する河川について、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 河川管理者に協力して、河川工事又は河川の維持を行うこと。
  - 二 河川の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
  - 三 河川の管理に関する調査研究を行うこと。
  - 四 河川の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
  - 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(監督等)

(新規)

- 第五十八条の十 河川管理者は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、河川協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。
- 2 河川管理者は、河川協力団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確實に実施していないと認めるときは、河川協力団体に対し、その業務の運営の改善に関する必要な措置を講すべきことを命ずることができる。
  - 3 河川管理者は、河川協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
  - 4 河川管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

(新規)

- 第五十八条の十一 国土交通大臣又は河川管理者は、河川協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。
- 河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例)
- 第五十八条の十二 河川協力団体が第五十八条の九各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為についての第二十条、第二十四条

(新)

、第二十五条後段、第二十六条第一項、第二十七条第一項及び第三十  
四条第一項（第二十四条及び第二十五条後段の許可に係る部分に限  
る。）の規定の適用については、河川協力団体と河川管理者との協議が  
成立することをもつて、これらの規定による許可又は承認があつたも  
のとみなす。

（附帯工事に要する費用）

第六十八条 河川工事により必要を生じた他の工事又は河川工事を施行  
するために必要を生じた他の工事に要する費用は、第二十六条第一項  
の許可に付した条件に特別の定めがある場合並びに第三十七条の二、  
第五十八条の十二、第九十五条及び第九十九条第二項の規定による協  
議において特別の定めをした場合を除き、その必要を生じた限度にお  
いて、第五十九条、第六十条第二項前段及び第六十五条の二第一項前  
段の規定に基づいて当該河川工事について費用を負担すべき者がその  
全部又は一部を負担しなければならない。

2 (略)

（河川管理者の監督処分）

第七十五条 河川管理者は、次の各号のいづれかに該当する者に対し  
て、この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例  
の規定によつて与えた許可、登録若しくは承認を取り消し、変更し  
、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付  
し、又は工事その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除却（第  
二十四条の規定に違反する係留施設に係留されている船舶の除却を  
含む。）、工事その他の行為若しくは工作物により生じた若しくは  
生ずべき損害を除去し、若しくは予防するために必要な施設の設置  
その他の措置をとること若しくは河川を原状に回復することを命ず  
ることができる。

1 (略)

一一 この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規

(旧)

（附帯工事に要する費用）

第六十八条 河川工事により必要を生じた他の工事又は河川工事を施行  
するために必要を生じた他の工事に要する費用は、第二十六条第一項  
の許可に付した条件に特別の定めがある場合及び第九十五条の規定に  
よる協議において特別の定めをした場合を除き、その必要を生じた限  
度において、第五十九条、第六十条第二項前段及び第六十五条の二第  
一項前段の規定に基づいて当該河川工事について費用を負担すべき者  
がその全部又は一部を負担しなければならない。

2 (略)

（河川管理者の監督処分）

第七十五条 河川管理者は、次の各号のいづれかに該当する者に対し  
て、この法律若しくはこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の  
規定によつて与えた許可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力  
を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事  
その他の行為の中止、工作物の改築若しくは除却（第二十四条の規定  
に違反する係留施設に係留されている船舶の除却を含む。）、工事そ  
の他の行為若しくは工作物により生じた若しくは生ずべき損害を除去  
し、若しくは予防するために必要な施設の設置その他の措置をとること  
若しくは河川を原状に回復することを命ずることができる。

1 (略)

一一 この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規

(新) を設置している者についても、同様とする。

いても、同様とする。

(許可を受けたものとみなされる者の届出)

第八十八条 前条に規定する指定があつた場合においては、同条の規定により、第二十三条若しくは第二十四条から第二十七条までの許可又は第二十三条の二の登録を受けたものとみなされる者は、河川管理者に対し、政令で定めるところにより、必要な事項を届け出なければならない。

(許可等の条件)

第九十条 河川管理者は、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可、登録又は承認には、必要な条件を付すことができる。

2 前項の条件は、適正な河川の管理を確保するため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可、登録又は承認を受けた者に対し、不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

(河川の使用等に関する国の特例)

第九十五条 国が行う事業についての第二十条、第二十三条、第二十三条の二、第二十四条から第二十七条まで、第三十条第二項、第三十四条第一項、第四十七条第一項、第五十三条の二第一項、第五十五条第一項、第五十七条第一項、第五十八条の四第一項及び第五十八条の六第一項の規定の適用については、国と河川管理者との協議が成立することをもつて、これらの規定による許可、登録又は承認があつたものとみなす。

(地方公共団体への委託)

第九十九条 河川管理者は、特に必要があるときには、政令で定める河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を関係地方公共団体又は当該事項を適正かつ確実に実施する

(旧)

(許可を受けたものとみなされる者の届出)

第八十八条 前条に規定する指定があつた場合においては、同条の規定により、第二十三条から第二十七条までの許可を受けたものとみなされる者で政令で定めるものは、河川管理者に対し、政令で定めるところにより、必要な事項を届け出なければならない。

(許可等の条件)

第九十条 河川管理者は、この法律又はこの法律に基づく政令若しくは都道府県の条例の規定による許可又は承認には、必要な条件を付すことができる。

2 前項の条件は、適正な河川の管理を確保するため必要な最小限度のものに限り、かつ、許可又は承認を受けた者に対し、不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。

(河川の使用等に関する国の特例)

第九十五条 国が行う事業についての第二十条、第二十三条から第二十七条まで、第三十条第二項、第三十四条第一項、第四十七条第一項、第五十三条の二第一項、第五十五条第一項、第五十七条第一項、第五十八条の四第一項及び第五十八条の六第一項の規定の適用については、国と河川管理者との協議が成立することをもつて、これらの規定による許可又は承認があつたものとみなす。

(地方公共団体への委託)

第九十九条 河川管理者は、特に必要があるときには、政令で定める河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を関係地方公共団体に委託することができる。

河川法  
抜粋

ことができるとして国土交通省令で定める要件に該当するもの（次項において「地方公共団体等」という。）に委託することができる。

前項の規定により委託を受けた地方公共団体等が当該委託を受けた事項についての第二十条、第二十四条、第二十五条後段、第二十六条第一項、第二十七条第一項及び第三十四条第一項（第二十四条及び第二十五条後段の許可に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該地方公共団体等と河川管理者との協議が成立することをもつて、これらの規定による許可又は承認があつたものとみなす。

(事務の区分)

第一百条の三 この法律の規定により地方公共団体が處理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第一条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（次項において単に「第一号法定受託事務」という。）とする。

第五条第一項から第四項まで及び第六項、第六条第一項第三号及び第二項から第六項まで、第十条第一項及び第二項、同条第三項において読み替えて準用する第九条第三項（都道府県知事が行う事務に係る部分に限る。）及び第四項、第十一条、第十二条第一項、第十四条、第十五条、第十五条の二第一項、第十六条第一項、同条第四項及び第五項（同条第六項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十六条の二第一項、同条第三項から第六項まで（同条第七項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十七条の三第一項、第十七条から第二十条まで、第二十一条第一項、第三項及び第四項、第二十二条第一項から第三項まで及び第六項、同条第四項及び第五項（第二十二条の三第六項、第五十七条第三項、第五十八条の六第三項、第七十六条第二項及び第八十九条第九項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第二十二条の二、第二十二条第一項から第三項まで及び第五項、第二十三条から第二十三条の三まで、第二十四条、第二十五条、第二十六条第一項

(新規)

（事務の区分）  
第百条の三　この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法第一条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（次項において単に「第一号法定受託事務」という。）とする。

第五条第一項から第四項まで及び第六項、第六条第一項第三号及び第二項から第六項まで、第十条第一項及び第二項、同条第三項において読み替えて準用する第九条第三項（都道府県知事が行う事務に係る部分に限る。）及び第四項、第十一条、第十二条第一項、第十四条、第十五条、第十六条第一項、同条第四項及び第五項（同条第六項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十六条の二第一項、同条第三項から第六項まで（同条第七項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十六条の三第一項、第十七条から第二十条まで、第二十一条第一項、第三項及び第四項、第二十二条第一項から第三項まで及び第六項、同条第四項及び第五項（第二十二条の二第六項、第五十七条第三項、第五十八条の六第三項、第七十六条第二項及び第八十九条第九項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第二十二条の二第一項から第三項まで及び第五項、第二十三条から第二十五条まで、第二十六条第一項、第四項及び第五項、第二十七条第一項及び第五項、第二十八条から第三号

(新)

(四)

# 河川法施行令 抜粋

三第六項、第五十七条第三項、第五十八条の六第三項、第七十六条第二項及び第八十九条第九項において準用する場合を含む。)の規定により、土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条の規定による裁決を申請しようとする者は、国土交通省令で定める様式に従い、同条第三項各号(第三号を除く。)に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

(洪水時等における舟、いかだ等についての措置)

第十六条の七 洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、河川区域内にある舟、いかだ、竹木その他これらに類する物件の所有者、管理者又は占有者は、当該物件を係留する等当該物件が洪水、津波又は高潮によつて流されることを防止するために必要な措置を講じなければならない。ただし、当該措置を講ずる者の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められるときは、この限りでない。

(河川協力団体の特例)

第十六条の十二 法第五十八条の八第一項の河川協力団体が法第五十八条の九各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為についての第十六条の八第一項の規定の適用については、当該河川協力団体と河川管理者との協議が成立することをもつて、同項の規定による許可があつたものとみなす。

(洪水時等における舟、いかだ等についての措置)

第十六条の七 洪水又は高潮のおそれがあると認められるときは、河川区域内にある舟、いかだ、竹木その他これらに類する物件の所有者、管理者又は占有者は、当該物件を係留する等当該物件が洪水又は高潮によつて流されることを防止するために必要な措置を講じなければならない。

(新設)

(新設)

第十六条の十三 法第九十九条第一項の規定により委託を受けた地方公共団体等が当該委託を受けた事項についての第十六条の八第一項の規定の適用については、当該地方公共団体等と河川管理者との協議が成立することをもつて、同項の規定による許可があつたものとみなす。

(地方公共団体等へ委託することができる河川管理施設)

第五十四条 法第九十九条第一項の政令で定める河川管理施設は、関係

(地方公共団体へ委託することができる河川管理施設)

第五十四条 法第九十九条の政令で定める河川管理施設は、水門、排水

(新)

(旧)

# 河川法施行令 抜粋

(新)

地方公共団体に委託する場合にあつては水門、排水機等でその維持又は操作の及ぼす影響が当該関係地方公共団体の区域に限られるものとし、同項に規定する者であつて関係地方公共団体以外のものに委託する場合にあつては堤防、床止めその他その操作を伴わないものとする。

## (この政令の規定の準用河川への準用)

第五十七条の四 第一章（第一条第二項、第二条から第二条の三まで、第五条第一項第四号、第九条の二、第十条から第十条の六まで、第六条の二、第十六条の三、第十六条の十三及び第十九条から第二十条の三までを除く。）、第三十八条第二項、第三十九条、第二章の二、第四十八条から第五十四条から第五十二条まで、第五十八条、第五十九条第二号及び第三号、第六十条第二号並びに第六十一条から第六十三条までの規定は、準用河川について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替える字句に読み替えるものとする。

(略) (略) (略)

## (事務の区分)

第五十七条の五 この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 (略)

二 第九条の二第二項、第十条の四第三項、第十五条第一項及び第二项（第十五条の四第二項、第十六条の四第二項、第十六条の五第四项、第十六条の八第二項、第三十四条第二項及び第三十五条の二第二项において準用する場合を含む。）、第十五条の四第一項、第六条の四第一項、第十六条の五第一項及び第二項、第十六条の六、第十六条の八第一項、第十六条の九第三項、第十六条の十第二項、

機等でその維持又は操作の及ぼす影響が委託をしようとする地方公共団体の区域に限られるものとする。

(旧)

## (この政令の規定の準用河川への準用)

第五十七条の四 第一章（第一条第二項、第二条から第一条の三まで、第五条第一項第四号、第九条の二、第十条から第十条の六まで、第六条の二、第十六条の三、第十九条から第二十条の三までを除く。）、第三十八条第二項、第三十九条、第二章の二、第四十八条から第五十二条まで、第五十八条、第五十九条第二号及び第三号、第六十条第二号並びに第六十一条から第六十三条までの規定は、準用河川について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略) (略) (略)

## (事務の区分)

第五十七条の五 この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務のうち次に掲げるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 (略)

二 第九条の二第二項、第十条の四第三項、第十五条第一項及び第二项（第十五条の四第二項、第十六条の四第二項、第十六条の五第四项、第十六条の八第二項、第三十四条第二項及び第三十五条の二第二项において準用する場合を含む。）、第十五条の四第一項、第六条の四第一項、第十六条の五第一項及び第二項、第十六条の六、第十六条の八第一項、第十六条の九第三項、第十六条の十第二項、

# 河川法施行規則 抜粋

○ 河川法施行規則（昭和四十年建設省令第七号）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（国土保全上又は国民経済上特に重要な水系を指定する政令の制定又は改廃の立案の基準）

第一条の二 国土交通大臣は、法第四条第一項の政令の制定又は改廃については、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系であつて、次の各号のいずれかに該当するものが当該政令で指定されるようその立案を行ふものとする。

一 （略）

二 水系に属する河川の流域面積の合計がおおむね五百平方キロメートル以上である場合の当該水系又は勾配が急である等の理由により管理が困難な河川の属する水系であつて、当該水系の想定はん濫区域（洪水、津波、高潮その他の天然現象による河川のはん濫により浸水するおそれのある区域をいう。以下同じ。）の面積がおおむね百平方キロメートル以上又は想定はん濫区域内の人口がおおむね十万人以上であるもの

三一八 （略）

（令別表一項から十項までに掲げる处分等に類する处分等）  
第十八条の九 （略）

（水防に必要な器具等を保管するための倉庫に類する施設）

第二十二条の二 法第三十七条の二の国土交通省令で定める施設は、水防に必要な器具、資材又は設備の置場とする。

（河川協力団体として指定することができる法人に準ずる団体）

第三十三条の八 法第五十八条の八第一項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表表

（国土保全上又は国民経済上特に重要な水系を指定する政令の制定又は改廃の立案の基準）

第一条の二 国土交通大臣は、法第四条第一項の政令の制定又は改廃については、国土保全上又は国民経済上特に重要な水系であつて、次の各号のいずれかに該当するものが当該政令で指定されるようその立案を行ふものとする。

一 （略）

二 水系に属する河川の流域面積の合計がおおむね五百平方キロメートル以上である場合の当該水系又は勾配が急である等の理由により管理が困難な河川の属する水系であつて、当該水系の想定はん濫区域（洪水、高潮その他の天然現象による河川のはん濫により浸水するおそれのある区域をいう。以下同じ。）の面積がおおむね百平方キロメートル以上又は想定はん濫区域内の人口がおおむね十万人以上であるもの

三一八 （略）

（令別表一項から九項までに掲げる处分等に類する处分等）  
第十八条の九 （略）

（新設）

（新設）

（新）

# 河川法施行規則 抜粋

者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものをしているものとする。

## (河川協力団体の指定)

第三十三条の九 法第五十八条の八第一項の規定による指定は、法第五十九条の九各号に掲げる業務を行う河川の区間を明らかにしてするものとする。

（河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例の対象となる行為）  
第三十三条の十 法第五十八条の十二の国土交通省令で定める行為は、次の各号に掲げる許可又は承認の区分に応じ、当該各号に定める行為（当該河川協力団体がその業務を行う河川の区間において行うものに限る。）とする。

- 一 法第二十条の規定による承認 河川環境の整備と保全を目的として行う高水敷若しくは低水路の整備、流水の浄化施設の設置その他河川工事又は竹木の伐採、障害物の処分その他の河川の維持
- 二 法第二十四条の規定による許可 河川環境の整備と保全に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究又は知識の普及及び啓発のために必要な土地の占用
- 三 法第二十五条後段の規定による許可 令第十五条第一項に規定する河川の産出物の採取
- 四 法第二十六条第一項の規定による許可 河川環境の整備と保全に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究又は知識の普及及び啓発のために必要な工作物の新築若しくは改築
- 五 法第二十七条第一項の規定による許可 河川環境の整備と保全に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究若しくは知識の普及及び啓発のために必要な土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為又は樹木の栽植

(新)

(新設)

(旧)

# 河川法施行規則 抜粋

(新)

六 法第三十四条第一項の規定による承認 第二号又は第三号に掲げる許可(それぞれ第二号又は第三号に定める行為に係るものに限る)

。)に基づく権利の譲渡

2 令第十六条の十二の国土交通省令で定める行為は、河川環境の整備と保全に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究又は知識の普及及び啓発のために必要な土石の堆積又は設置(当該河川協力団体がその業務を行う河川の区間において行うものに限る。)とする。

第三十二条の十一 (略)

第三十三条の十二 (略)

第三十三条の十三 (略)

第三十二条の八 (略)

第三十三条の九 (略)

第三十三条の十 (略)

(新設)

第三十七条の六 法第九十九条第一項の国土交通省令で定める要件は、法第五十八条の八第一項の河川協力団体又は河川の管理に資する活動を行つてゐる一般社団法人若しくは一般財団法人であつて、法第九十九条第一項に規定する事項を適正かつ確實に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであることとする。

(この省令の規定の準用河川への準用)

第三十八条の四 第一条、第二条、第四条から第六条まで、第七条第三号、第八条第一項、第九条から第十八条まで、第十八条の六から第三十三条の十三まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条、第三十九条、第四十条及び第四十二条の規定は、準用河川について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。  
(表略)

(この省令の規定の準用河川への準用)

第三十八条の四 第一条、第二条、第四条から第六条まで、第七条第三号、第八条第一項、第九条から第十八条まで、第十八条の六から第三十三条の十まで、第三十五条、第三十六条、第三十七条、第二十九条、第四十条及び第四十二条の規定は、準用河川について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。  
(表略)

(旧)